

調査報告書

令和6年8月

嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生に関する第三者調査委員会

目次

第1章	はじめに	3
第2章	本件の経過概要	4
第3章	事案が発生した原因究明等	8
第4章	伊都キャンパスと嘉麻市の現地調査結果	8
第5章	本事案の問題点	10
第6章	再発防止の取組み	11
第7章	おわりに	13
資料1	嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生に関する第三者調査委員会 委員名簿、第三者調査委員会検討経過	14
資料2	社会実証試験の状況	15
資料3	社会実証試験施設の配置図、カブトムシ飼育室の平面図	17
資料4	嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生に関する第三者調査委員会内規	19

第1章 はじめに

九州大学大学院農学研究院（以下「農学研究院」という。）では、カブトムシを活用して家畜用の飼料を生産する実証試験を、嘉麻市の廃校になった旧千手小学校（以下「施設」という。）で実施しており、その実証試験中に施設内でクロバネキノコバエ（以下「コバエ」という。）が大量発生し、近隣の住居に侵入するという事案が発生したため、令和6年4月16日（火）にプレスリリース及び説明会開催にて公表を行った。

農学研究院はこのことを真摯に受け止め再発防止を期するため、外部評価者による第三者委員会「嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）」を令和6年5月1日付けで設置した。委員会設置の理由として、以下の2点が挙げられる。

- 1 九州大学と嘉麻市では連携協定が結ばれており、学術のみならず、複数分野からの原因究明を行い、社会への原因究明に客観性の担保が求められること。
- 2 地域社会とともに進める試験や研究は増えており、その要請に応えるためには、今回の事案をもとに、問題や課題、教訓を導き出す必要が生じたこと。

本委員会において、原因の究明、再発防止策の策定に向けて検討を行い、ここに報告書として取りまとめたものである。

本調査は、関係者に対するヒアリング、施設の現場検証、関連規程の検証等の方法により実施した。

第2章 本件の経過概要

委員会は本件の経過概要を下記のとおり時系列で確認した。

年 月 日	経 過 概 要
令和5年 9月19日(火)	九州大学大学院農学研究院附属昆虫科学・新産業創生研究センターは、事業総括責任者を教員Aとし、嘉麻市の施設にてカブトムシを活用して家畜用の飼料を生産する実証試験を開始した。
12月28日(木)	<p>現地で業務委託している施設の飼育作業員より、教員Aに施設内で、カブトムシ飼育容器の中の1つから、コバエが大量に発生したことを報告した。</p> <p>同日に教員Aからの指示を受け、飼育作業員は、飼育容器内のカブトムシを、コバエが発生していない新しい餌を入れた飼育容器へ移し、コバエの発生している餌をポリ袋で密閉・隔離を行った。</p>
令和6年 1月22日(月)	飼育作業員より教員Aに連絡があり、施設内で、コバエが目立つようになったとの報告があった。
1月25日(木)	教員Aからの指示を受け、飼育作業員は、コバエ捕獲器60個を施設内の各部屋へ設置した。
2月上旬	飼育作業員より教員Aに連絡があり、施設内でコバエの増殖が続いているとの報告があった。教員Aは飼育をしているカブトムシへの影響を考慮しつつ、有効な対策を模索していたが、コバエの増殖を抑えることはできなかった。
3月14日(木)	教員Aからの指示を受け、飼育作業員は、施設内に、大型の粘着トラップ及び小型の粘着トラップを設置した。
3月19日(火)	嘉麻市役所から、教員Aへ「近隣からコバエが家屋内に侵入しており、本実証試験が原因かどうか」と問い合わせがあったとの報告があった。
3月22日(金)	嘉麻市役所、教員Aは、ワンプッシュ式殺虫剤及び蚊取り器を施設内に搬入し使用した。2時間後には、施設内のほぼ全てのコバエを駆除することができ、床に大量のコバエの死骸が積もったことを確認した。
3月29日(金)	嘉麻市役所は、コバエの発生源であった、施設内の全てのカブトムシ飼育容器及び関連容器を施設外へ搬出した。嘉麻市役所は施設内において殺虫剤を使用し、更にコバエを駆除した。

4月1日（月）	本事案について教員 A から九州大学法務統括室へ報告した。
4月3日（水）	本事案について教員 A から九州大学農学部等事務部総務課研究協力係（以下「研究協力係」という）へ連絡があったため、教員 A と農学部等事務部から農学研究院長へ報告後、部局内で対応を検討した。
4月4日（木）	研究協力係は、九州大学総務部総務課法務室へ法律相談の連絡及び九州大学研究・産学官連携推進部研究企画課へ事案対応状況の連絡を行った。
4月5日（金）	農学研究院は、対応窓口を研究協力係に決定した。農学部等事務部総務課から九州大学危機管理室へ事件・事故報告書を送付した。
4月10日（水）	農学研究院は嘉麻市役所と連名で近隣住民の皆様へ謝罪文とコバエが発生した際に使用する殺虫剤を配布した。
4月14日（日）	教員 A の発注を受け、専門業者がカブトムシの餌を含む土を全て廃棄した。カブトムシについては全て九州大学伊都キャンパス内の密閉された植物圃場施設へ移動した。
4月16日（火）	九州大学では、12時に記者クラブ会員へプレスリリースを発信し、17時30分より本件に関する説明会を実施した。
4月16日以降	教員 A は、施設内外で、コバエのモニタリング（4月11日開始）を継続中であるが、コバエは確認されていない。

委員会は、本件の＜背景＞、＜コバエ発生の経緯＞、＜九州大学の対応＞を下記のとおり確認した。

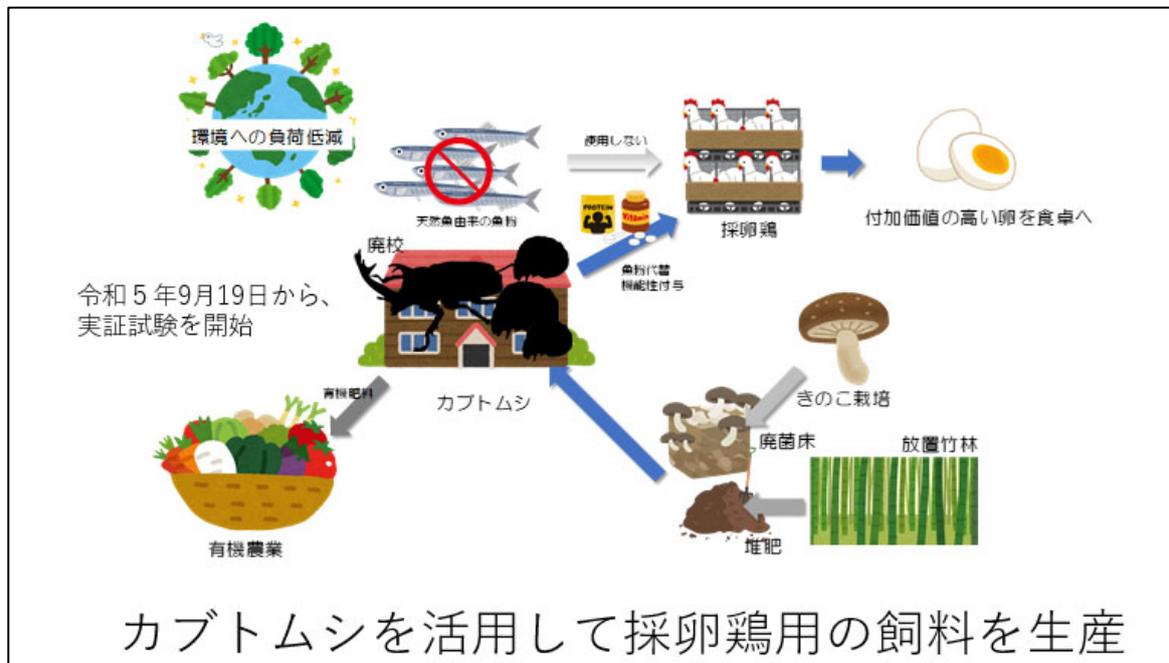
<背景>

令和5年8月18日九州大学大学院農学研究院附属昆虫科学・新産業創生研究センター（以下「昆虫センター」という。）と嘉麻市は、「昆虫産業都市構想 Kamacity6.4」に基づき、それぞれの資源を有効活用し、相互に連携協力することにより、地域課題の解決、人材育成、異分野融合研究の推進等に寄与することを目的として、連携協定を締結した。

昆虫センターは、事業総括責任者を教員 A とし、令和5年9月19日には嘉麻市の施設にてカブトムシを活用して家畜用の飼料を生産する実証試験を開始し、放置竹林を伐採した後に生じる竹チップ・竹堆肥や、キノコ栽培で廃棄される廃菌床を利用し餌にかかるコスト、カブトムシを飼育する際に餌交換にかかる人件費コストを抑え、かつ、ほかの昆虫よりもはるかに多量のビタ

ミンDを含んだカブトムシを採卵鶏の飼料に配合し、ビタミンD強化卵の生産を目的とし、新たな産業として、人口減に悩む中山間地域のモデルケースを目指していた。

事業のイメージ図



<コバエ発生経緯>

令和5年12月28日に、現地で業務委託している施設の飼育作業員より、九州大学の教員Aに「飼育をしている1つのコンテナに大量のコバエが発生している。」との報告があった。これを受け、教員Aはこのコンテナ内のカブトムシを、コバエが発生していない餌の入った飼育容器へ全て引っ越しをさせ、コバエが発生している餌をポリ袋に移し、密閉するように飼育作業員に指示した。

・本事案のコバエ（クロバネキノコバエ）とは
ハエ目クロバネキノコバエ科に属する昆虫で、成虫の体長1～6mmで、翅は透明、黒色または褐色の種類が多い。
生態はあまり解明されていないが、日本を含む世界中に広く分布し、森林内の土壌、花壇の腐葉土などに発生する種類などが知られている。成虫は針を持たず、人体に直接の危害はないが、たびたび大量発生し、不快害虫として問題になることがある。



(クロバネキノコバエの写真)

令和6年1月22日には、飼育作業員より「コバエが増殖し目立つようになった」と、教員Aに連絡があった。1月25日に、教員Aはコバエ捕獲器60個を施設内の各部屋に配置するよう飼育

作業員に指示した。

コバエに対し、コバエ捕獲器はほとんど効果が見られなかった。飼育作業員は、2月以降更にコバエの発生が多くなったと教員Aに報告した。教員Aは対策として次のような選択を検討した。

①殺虫剤の使用

②カブトムシの餌を含む土を交換

③コバエが発生しているカブトムシの餌を冷凍庫や電子レンジなどで殺虫

①は同じ昆虫であるカブトムシへの影響が懸念されたことから、教員Aは他の方法を選択した。

②と③は、コンテナ500個という大規模な飼育では飼育作業員の対応が難しい状況であった。このようなことを経て、教員Aは有効な解決方法を講じることができず、3月14日に教員Aは、飼育作業員にコバエを捕獲するための大型の粘着トラップ及び小型の粘着トラップを施設内に設置させたものの、状況は改善せず、コバエの大発生を招くこととなった。

3月19日に、嘉麻市役所から教員Aに対し、「近隣住居にコバエが侵入しているが、本実証試験が原因かどうか」との問い合わせがあったとの報告があった。この時、教員Aはコバエが近隣の住居に侵入していると認識した。

これを受けて、3月22日には、嘉麻市役所と教員Aは、殺虫剤を施設内に噴霧し、ほぼ全てのコバエを駆除した。その後、嘉麻市役所は、3月29日には全てのカブトムシを施設外へ搬出した。その後、嘉麻市役所は、施設内に殺虫剤を使用し、コバエを駆除することができた。

<九州大学の対応>

4月1日に教員Aは、九州大学内で本来最初に報告すべき農学部等事務部の担当部署を確認せず、九州大学法務統括室に本件の状況報告を行った。4月3日に教員Aから連絡を受けた九州大学農学部等事務部が農学研究院長に状況の報告・説明を行った。4月5日に、本事案に対する農学研究院の対応窓口を研究協力係に決定し、その後、農学部等事務部総務課から九州大学危機管理室へ報告し、説明を行った。

4月10日に、農学研究院は嘉麻市役所の協力の下、近隣住民の55軒に、謝罪文及び殺虫剤を配布した。

また、4月14日までに、教員Aは、全て専門の業者において飼育に用いた餌を含む土の廃棄を済ませ、カブトムシを全て九州大学伊都キャンパス内の密閉された植物圃場施設の管理棟に移動した。本事案以降、教員Aは、施設において継続してコバエの発生状況についてモニタリングを続けている。

九州大学は、4月16日に記者クラブ会員宛てに「嘉麻市における社会実証試験中のコバエの発生について」のプレスリリースを配布し、17時30分より、記者クラブ会員向けの本件に関する説明会を開催し、謝罪及び事案に関する説明を行った。

このプレスリリース、説明会を受けて、各新聞社、テレビ局は4月17日～18日の間で本事案の報道を行った。

第3章 事案が発生した原因究明等

第2章のコバエ大発生を受けて、農学研究院では、事案の調査、原因究明、再発防止策等の検討を委員会に依頼した。

この依頼を受けて本委員会は、公共事業のリスクへの知見を有する専門家、害虫駆除への知見を有する専門家、企業リスクへの知見を有する専門家の外部委員を構成し調査をすることとした。委員会は次のようなスケジュールで行われた。

●第1回 令和6年5月13日 オンライン開催

農学研究院長より、委員会へ本事案について説明があり、今後の進め方、スケジュール等について審議を行った。審議の結果、第2回目の委員会以降に現地調査を実施することとなった。①日常的なリスクの想定、対応案、②緊急時のリスク対応、③住民への説明、殺虫剤使用などリスク発生後の事後処理、④再発防止策を調査内容とし、今後、①～③について対応されていたか検証し、その後④を検討するように進めることとなった。

●第2回 令和6年6月14日 九州大学伊都キャンパス開催

委員会は九州大学伊都キャンパスでの現地調査を行った。九州大学において引き続き飼育するカブトムシの現地確認や九州大学の関係者のヒアリングを行い、原因究明や再発防止策について検討した。

●第3回 令和6年6月19日 嘉麻市施設、嘉穂支所開催

委員会は施設付近での現地調査を行った。事案発生の現場や近隣の状況の調査、飼育作業員、嘉麻市役所職員など関係者のヒアリングを行い、原因究明や再発防止策について検討した。

●第4回 令和6年8月6日～8月8日 書面回議開催

今までの委員会を踏まえ報告書（案）について審議を行った。

第4章 伊都キャンパスと嘉麻市の現地調査結果

令和6年6月14日に、委員会が実施した九州大学伊都キャンパスの調査では、植物圃場施設の管理棟にてカブトムシの飼育状況を確認し、コバエの発生経路等について教員Aから説明を受けた。また、委員会は、農学研究院長、昆虫センター長、教員Aの3名にヒアリングを行い、研究計画と体制、事案の経緯、背景、施設の飼育作業員との契約、昆虫センターの対応、農学研究院の組織的な対応、原因究明等について検証を行った。委員会の現地調査、ヒアリングの結果は、主に次のとおりであった。

- ・教員Aが飼育するカブトムシの飼育容器（プラスチックコンテナ）には、基本的にはカブトムシの餌（深さ10～20cm;容器含めた総重量8～10kg/個）とカブトムシ10匹が投入され、その餌はカブトムシが蛹化するまで交換しないことを確認した。教員Aの説明により、カブトムシを飼育する餌の温度は真冬でも40℃近く、含水率は40%に達し、栄養的にもコバエの発生に適していると考えられた。

- ・教員 A の説明から、カブトムシの飼育餌により大量発生したことは認識した。この飼育餌にはキノコの廃菌床などが利用されていたことから、これらにコバエが混入したり、誘引されて施設内に侵入した可能性が考えられた。しかし、侵入したコバエの施設内での拡散や施設から周辺住宅への飛散経路は判明できなかった。そのため、施設付近の現地調査で施設の密閉性と併せてコバエの施設での拡散や周辺住宅への飛散経路について、継続して確認することとした。
- ・現地調査、関係者のヒアリングを通し、研究者等が施設に常駐していなかったことが事案の要因の一つであるか、飼育作業員の人数やカブトムシの飼育数など体制や規模が適切かなど、施設付近の現地調査で継続して確認する必要があると指摘した。
- ・教員 A のヒアリングを踏まえ、飼育作業員の業務内容や教員 A と飼育作業員との連絡方法等について、施設付近の現地調査やヒアリングで継続して確認することとした。
- ・事業を実施するにあたり、教員 A による地域へのリスク調査の不足について指摘した。
- ・教員 A はコバエの発生初期に本件が事業リスクになると考えていなかったことを確認した。今後、幅広く実証試験の事前リスクを把握する必要があると指摘した。
- ・昆虫センターが、プロジェクト実施の承認を行い、一方で、教員 A のみがプロジェクトの内容を把握している状況について指摘した。また、昆虫センターの役割が曖昧に感じると指摘した。
- ・殺虫剤の噴霧について、教員 A のみで判断せず、他の昆虫センターの専門家に相談した方が良かったのではと指摘した。
- ・ヒアリングの結果、教員 A が現地住民とのコミュニケーションをより密にする必要があったのではと指摘した。本件について、施設付近の現地調査で継続して確認することとした。
- ・現在コンテナを置いている植物圃場施設についても、コバエの大発生時の迅速な対応に向けて、教員 A が粘着トラップでモニタリングを行う必要があるのではないかという指摘があった。
- ・教員 A が飼育マニュアルにコバエが発生した時の対応を加える必要があると指摘した。

令和 6 年 6 月 19 日に、委員会が実施した嘉麻市施設及び施設付近の調査では、コバエの発生場所、屋外への飛散経路等カブトムシの飼育状況を確認した。また、委員会は、嘉麻市嘉穂支所において、飼育作業の委託業者の責任者及び飼育作業員、嘉麻市役所の本事案担当者にヒアリングを行った。委員会は、飼育作業員に、作業内容、実務時の指示内容、コバエの発生時の対応、コバエの施設外への飛散経路等の検証を行うためヒアリングを実施した。委員会は、嘉麻市役所担当者に、コバエ発生前の状況等の確認、コバエ発生時の対応の確認、コバエ発生後の対応の確認及び近隣住居の状況等の検証を行った。

委員会の現地調査、ヒアリングの結果は、主に次のとおりであった。

- ・現地調査により、コバエの発生、屋外への経路について、施設内には校庭側の窓と、その対面の廊下側の窓・扉がコバエの拡散経路になる可能性があり、飼育作業員の出入り時に、廊下を通じ、部屋から部屋に拡散した可能性が考えられた。一方、飼育作業員が、校庭側の窓は、コバエの大量発生時でも開放することはなかったことを確認した。飼育作業員によれば、廊下側よりも校庭側のほうがコバエの数が多いとされており、委員会としては、校庭側

の窓下部からも、コバエが屋外に飛散していた可能性がある」と推測した。

- ・飼育作業員から日常的に施設内の換気はしていないとの説明を受けた。飼育作業員のための環境を考慮すれば温湿度の安定化を図りつつ、施設内外の想定外の虫の移動を封じ、匂いの拡散などを防ぐためには、建物に対策が必要ではないかという意見を確認した。
- ・飼育作業員の記録を確認したが、コバエ発生等の異常に関する記載はなかった。また、飼育作業員はコバエの発生がリスクになると考えていなかったことを確認した。飼育作業員がコバエの大量発生時、室内では多数のコバエが飛翔している認識はあったが、校舎外までコバエが出ている認識はなかったことを確認した。以上のことから飼育作業員が日常的に幅広く、事前のリスクを予測し、教員 A へ対応を伺うよう今後は、契約内容等変更の検討するように指摘した。
- ・教員 A によると計画段階では、2 年後にカブトムシ 5 万匹を飼育する予定であった。飼育作業員より、5 万匹の飼育のためには、スペースの問題、人員等から再検討が必要ではないかという意見を確認した。
- ・教員 A と飼育作業員によれば、グループラインによる日々の作業連絡は常に取られていたものの、問題が生じた際に多数の飼育容器を迅速に移動できるような体制ではなかった。
- ・嘉麻市役所より、施設付近では、事業開始時に各地区の区長へ説明し、区長会で説明を行い、区長からの反応はこの社会実証試験に好意的だったという意見を確認した。

委員会の 2 度の現地調査、関係者のヒアリングを通し、事前のリスク調査の不足、研究計画の過大さ、プロジェクトにおける組織と教員 A の関係等の懸案が確認できた結果となった。

また、対象コバエは、その生態から、カブトムシの飼育餌に混入または誘引されて、飼育容器から施設内に拡散し周辺住宅には、施設の隙間や作業時の扉の開閉によって飛散した可能性がある」と推測された。このことを踏まえ、委員会が現地調査、関係者ヒアリングで明らかにした問題点について次章で説明する。

第 5 章 本事案の問題点

委員会では、本事案について次のような問題点を挙げる。

1. 想定の不十分さ

- ・研究計画について、その内容が人員や施設に対して過大になっていないかとの懸案があった。
- ・実証試験を行うにあたり、試験施設の構造的な問題点（気密性が低いこと、扉を開けたまま作業ができてしまうことなど）があった。
- ・（実証試験が順調に行われていても）昆虫センターなどに定期的な報告がなかった。
- ・現地作業員から事案の報告があったが対応が後手になった。
- ・カブトムシの飼育を効率よく行うことを優先しており、コバエが発生しやすい条件（基本的に飼育餌を交換せず、高い含水率が長期間維持されること）になっていた。
- ・実証試験実施前にプロジェクトにおける昆虫センター、農学研究院のそれぞれの役割を確認していなかった。（開始段階、事業段階、緊急時、事後処理等）

- ・試験を学外で検証する場合に、もっと慎重な精査が必要であった。周辺に住宅などがある場合、説明会や見学会など地域とのコミュニケーションが足りなかった。

2. リスク認識の希薄さ

- ・コバエの大量発生に初めて気づいた初期の段階で、モニタリングを強化していなかった。
(少し早い段階でコバエが周辺に飛散することが認識できた可能性があった。)
- ・施設に研究者等が配置されていなかった。飼育作業員の判断で教員Aに相談しつつ現場対応していた。
- ・コバエ大量発生の問題認識が遅かった。教員Aから昆虫センターや農学研究院内で情報共有までに時間を要した。
- ・カブトムシの飼育にコバエが発生することをリスクとして認識していなかった。コバエが周辺に飛散するという点について危機意識が不足していた。

3. 組織体制の不備

- ・実証試験において、飼育作業員と教員Aの間のグループラインで問題が発生した時の対処がされていた。教員Aから上位レベルへの連絡は、硬直的であり、専門家の派遣やアドバイスは受け入れにくい体制であった。
- ・農学研究院、昆虫センターなどの組織的な対応を検討する必要がある。誰が現場でのトラブルの内容を把握し、事態収集に向け、指示をするか決める必要がある。
- ・施設内でコバエ駆除のために、殺虫剤を使う判断を行うのに躊躇があった。殺虫剤を使わない場合、大量のコンテナを別の場所に一時的に移動させるなどの対応ができなかった。担当教員だけでは判断できない問題について、農学研究院で緊急時に迅速に対応するルールがなかった。

以上のように、委員会からは、「1. 想定の不十分さ」には研究計画の準備や事前調整などが不十分であったこと、「2. リスク認識の希薄さ」では、コバエが発生してからの対応やリスクに対する危機意識について問題があったことを指摘する。また、「3. 組織体制の不備」においては、組織として改めて検討すべき内容を挙げた。

このような問題点を踏まえ、委員会として、次章で再発防止の取組みを提案する。

第6章 再発防止の取組み

委員会では、以下のとおり再発防止に必要な取組みについて取りまとめた。この取組みについては、本学としてこのようなことが二度と起きないように期するものである。

1. 相談しやすい組織風土の醸成

農学研究院や昆虫センターにおいて、報告・連絡・相談ができる環境を作り、普段からのコミュニケーションを円滑にする。組織、個人としての危機意識を共有し、緊急時の連絡体制を再確認する。

2. 地域との信頼関係の構築

計画段階から地域との信頼関係を構築し、地域住民から情報を得やすくする。

また、地方自治体の担当部署と連携し、情報を共有する。

3. 担当教員の研究計画書の検証

農学研究院又は昆虫センターにおいて、研究計画書に明記した研究内容が人員や施設に対して過大になっていないかなど、担当者以外の第三者によるチェックとそのための体制を整備する必要がある。

実証試験を学外で実施する場合には、より慎重な研究計画書の第三者によるチェックが必要である。

考えられる研究計画書のチェックポイント

- ・自治体や付近住民からのヒアリング及び踏査を通じた実証試験場周辺の状況の把握が適切か
- ・考えられるリスクとその対処法をリストにしているか
- ・試験体制、規模、試験方法、モニター手法は妥当か、無理はないか
- ・試験に関わる派遣会社やアルバイトとの役割分担や指示方法は明確か
- ・関係する自治体との役割分担や協力体制を明記しているか
- ・緊急時の報告・連絡・相談の体制を明示しているか

4. 担当教員の試験途中での報告

計画が順調か不順かに関わらず、農学研究院又は昆虫センターに定期的に報告を行う。組織内で報告・連絡・相談する風土を作る。

5. 緊急時の対応

農学研究院において、緊急時の連絡体制を整備し、迅速に検討、対応する。

対人トラブル対応が発生した場合は当事者以外が対応者となることを含め対応を検討する。

緊急時にどこに（誰に）、どう連絡するかなどの取り決めが必要。

研究計画書の作成時に、リスクが発生した段階で①まずは、農学部等事務部へ連絡すること、②必要に応じて危機管理室へ連絡することについて確認する。

6. 現場の確認

農学研究院又は昆虫センターにおいて、現場担当者以外の第三者が適正に試験が行われているか、トラブルは起きていないかなど試験前、試験中にも客観的に現場を確認、評価する。

7. 緊急時の対応者及び責任者

緊急時には、担当教員以外の第三者も状況を把握するために現場に急行し、対応する。事業実施者の中で緊急時の対応者及び責任者をあらかじめ決めておく。

緊急時の対応者及び責任者は担当教員とともに問題の範囲や進展状況などの情報収集と対応

にあたる。

緊急時の対応者及び責任者は農学研究院、昆虫センターに適宜状況を報告する。農学研究院、昆虫センターは対応の状況を把握し、必要な措置を講ずる。農学研究院、昆虫センターは問題の公表の方法や全学的な対応の有無なども検討する。

8. 事後処理

問題収束の後、農学研究院、昆虫センターで更なる原因の究明にあたる。

農学研究院としては、研究計画書、研究の進捗状況、問題原因の究明、対応などの記録を収集する。その記録をもとに、同様の事案を発生させないために農学研究院で注意喚起する。

9. 信頼構築

当該実証試験は、自然界の現象を科学し、中山間地域の抱える人口減少や産業衰退といった地域課題と、ゴミ問題や食料問題などの社会課題に応えるための有意義な試験であることは間違いない。一方で、今回の事案において、実証試験担当の教員及び農学研究院、昆虫センターの組織の中にリスクに対する認識の甘さがあったことも否めない。1～8の是正すべきところを是正し、当該担当教員だけでなく、農学研究院全体として嘉麻市と当該地域との信頼構築を図るべきである。嘉麻市としても連携継続を望んでおり、試験再開に向けた組織的な対応が求められる。

第7章 おわりに

本委員会は、嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生を受け、関係者に対するヒアリング調査、施設の現場視察、関連規程の検証等を行い、原因の究明、再発防止策を検討し、ここに報告書をまとめた。本報告書が農学研究院の実証試験を進めるための指針となり、一助になることを期待する。

最後に、当該実証試験は社会的意義があることは間違いなく、委員会としては、当該担当教員及び農学研究院が今回の事案で萎縮することなく、類まれな探究心と情熱を傾倒され、研究成果を上げられることを切望する。

嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生に関する第三者調査委員会

委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
委員長	株式会社THINK ZERO 代表取締役	八尋 和郎	
委 員	一般財団法人日本環境衛生センター 環境生物・住環境部 部長	橋本 知幸	
委 員	株式会社ちくぎん地域経済研究所 代表取締役社長	空閑 重信	

第三者調査委員会検討経過

開 催 日	検 討 経 過
令和6年5月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者調査委員会の趣旨説明 ・ 事案の概要説明 ・ 調査委員会の今後の進め方、スケジュール等について
令和6年6月14日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査（伊都キャンパス）について ・ 九大関係者へのヒアリング ・ 原因究明について
令和6年6月19日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査（旧千手小学校付近、嘉穂支所）について ・ 委託業者、嘉麻市職員へのヒアリング ・ 原因究明、再発防止について
令和6年8月6日（火）～8月8日（木） 書面回議は3日間開催されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）について

社会実証試験が行われた旧千手小学校



実際にカブトムシを飼っていた教室の状況



コバエが発生した時の粘着トラップの状況（3月19日 の状況）



直近の状況（6月28日 のモニタリング）

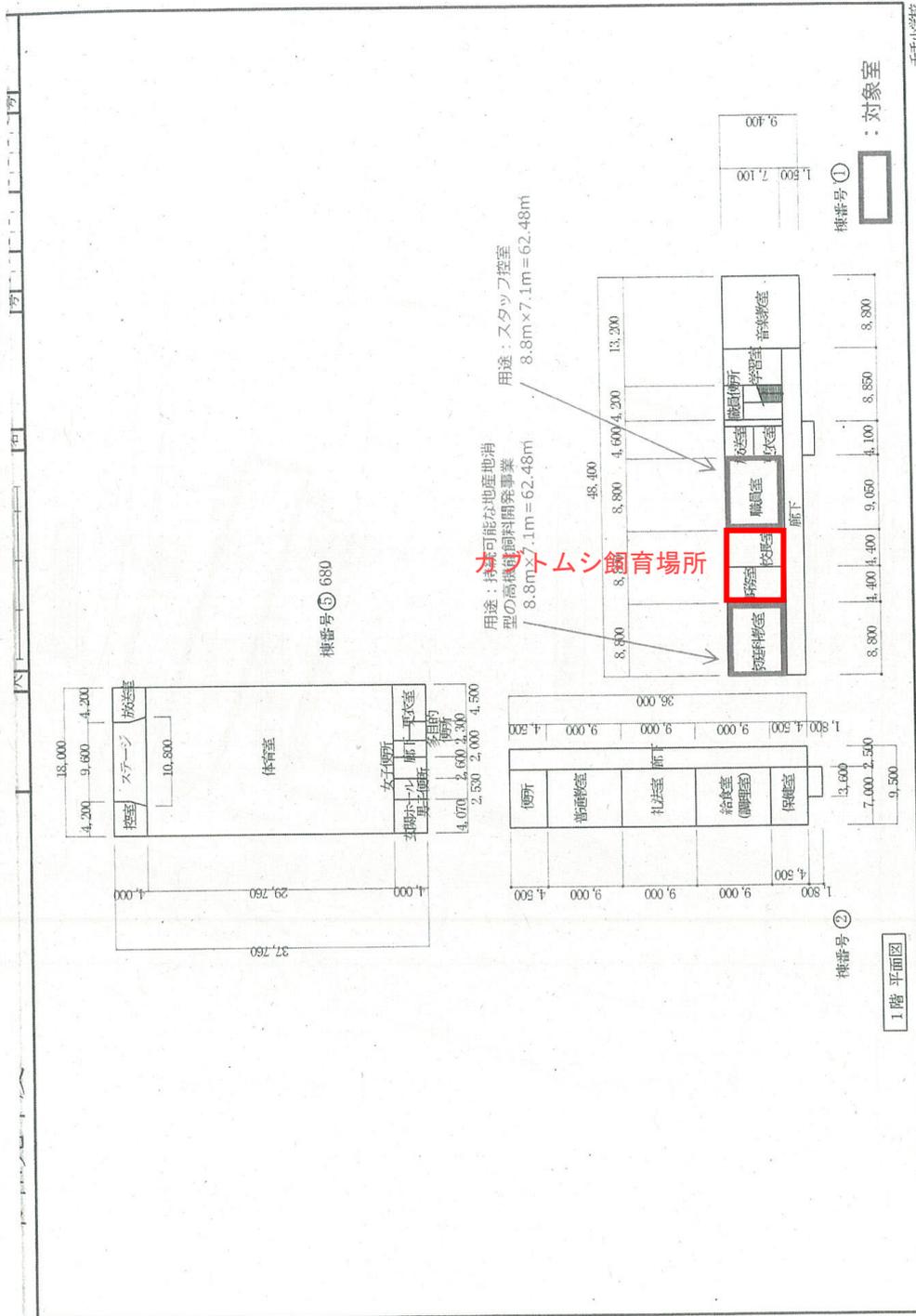
校舎内

校舎外



※左上の日付はトラップ設置日

カブトムシ飼育室の平面図



嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生に関する第三者調査委員会内規

施行：令和 6 年 5 月 1 日

農学研究院長裁定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、嘉麻市における社会実証試験中のコバエ発生に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）に係る組織、審議事項、その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 調査委員会は、学外の有識者をもって組織し、農学研究院長が委嘱する者を委員とする。

(委員長)

第 3 条 調査委員会に委員長を置き、委員で互選する。

2 委員長は、調査委員会を招集する。

(審議事項)

第 4 条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) コバエ発生の原因究明及び再発防止策等に関すること。
- (2) その他 委員会が必要と認めた内容に関すること。

(議事)

第 5 条 調査委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

附 則

この内規は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。